別表第二イの表を次のように改める。

イ　基準校舎面積

学科の種類＼収容定員	五〇人までの場合の面積（平方メートル）	一〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	一五〇人までの場合の面積（平方メートル）	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	二五〇人までの場合の面積（平方メートル）	三〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	三五〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四五〇人までの場合の面積（平方メートル）	五〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	五五〇人までの場合の面積（平方メートル）	六〇〇人までの場合の面積（平方メートル）
文学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三五〇	二、六〇〇	三、一〇〇	三、三五〇	三、六〇〇	三、八五〇	四、一〇〇
教育学・保育学関係	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、三五〇	二、六〇〇	二、八五〇	三、一〇〇	三、三五〇	三、六〇〇	三、八五〇	四、一〇〇	四、三五〇
法学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三五〇	二、六〇〇	三、一〇〇	三、三五〇	三、六〇〇	三、八五〇	四、一〇〇
経済学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三五〇	二、六〇〇	三、一〇〇	三、三五〇	三、六〇〇	三、八五〇	四、一〇〇
社会学・社会福祉学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三五〇	二、六〇〇	三、一〇〇	三、三五〇	三、六〇〇	三、八五〇	四、一〇〇
理学関係	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、四〇〇	二、七五〇	三、二〇〇	三、六五〇	四、一五〇	四、四五〇	五、〇五〇	五、五〇〇	六、〇〇〇
工学関係	一、九五〇	二、一〇〇	二、二五〇	二、五〇〇	二、九〇〇	三、三五〇	三、六五〇	四、二五〇	四、七五〇	五、二〇〇	五、六五〇	六、一〇〇
農学関係	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、四〇〇	二、七五〇	三、二〇〇	三、六五〇	四、一五〇	四、四五〇	五、〇五〇	五、五〇〇	六、〇〇〇
家政関係	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、三五〇	二、六〇〇	二、八五〇	三、一〇〇	三、三五〇	三、六〇〇	三、八五〇	四、一〇〇	四、三五〇
美術関係	一、七五〇	一、九〇〇	二、〇五〇	二、二五〇	二、六〇〇	三、〇〇〇	三、三五〇	四、〇〇〇	四、三五〇	四、六五〇	四、九五〇	五、三五〇
音楽関係	一、五五〇	一、七〇〇	一、八五〇	二、〇五〇	二、三五〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	三、四五〇	三、七五〇	四、一五〇	四、五五〇	五、〇五〇
体育関係	一、五五〇	一、七〇〇	一、八五〇	二、〇五〇	二、三五〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	三、四五〇	三、七五〇	四、一五〇	四、五五〇	五、〇五〇
保健衛生学関係（看護学関係）	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、三五〇	二、六〇〇	二、八五〇	三、一〇〇	三、三五〇	三、六〇〇	三、八五〇	四、一〇〇	四、三五〇
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	一、七五〇	一、八五〇	一、九五〇	二、一五〇	二、四五〇	二、八五〇	三、一〇〇	三、四〇〇	三、七五〇	四、一〇〇	四、三五〇	四、六五〇

備考

一　この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない（ロの表において同じ。）。

二　同一分野に属する学科の収容定員が六〇〇人を超える場合には、五〇人を増すごとに、この表に定める六〇〇人までの場合の面積から五五〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

三　同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。

四　昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

五　専門職学科における面積については、第三十五条の十第一項第三号及び第二項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

六　この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める（ロの表において同じ。）。

七　この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ。）。

別表第二ロの表を次のように改める。

ロ　加算校舎面積

学科の種類＼収容定員	五〇人までの場合の面積（平方メートル）	一〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	三〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	五〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	六〇〇人までの場合の面積（平方メートル）
文学関係	八五〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
教育学・保育学関係	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五〇〇